

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(女川原子力発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請(残留熱除去系主要弁の弁体取替工事等))【8】」

2. 日時：令和5年6月19日(月) 13時30分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

東北電力株式会社：

女川原子力発電所 保全部長 他15名(うち4名はTV会議システムによる出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

以下のホームページ掲載済みの資料(令和5年6月14日提出資料)を使用

- ・資料1 設計及び工事計画変更認可申請書 申請範囲及び目録
- ・資料3 原子炉冷却材浄化系主配管 要目表
- ・資料4 II 3.11 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針, 適用基準及び適用規格
- ・資料5 II 3.12 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)に係る工事の方法
- ・資料6 非常用ガス処理系主要弁 要目表
- ・資料7 原子炉格納容器調気系主配管 要目表
- ・資料10 外郭浸水防護設備 要目表
- ・資料13 設計及び工事計画変更認可申請書 V 変更の理由
- ・資料14 VI 添付書類
- ・資料15 VI-1 説明書
- ・資料16 VI-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書
- ・資料17 VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
- ・資料18 VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性
- ・資料19 VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

- ・資料 2 0 VI-1-1-4-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統施設）
- ・資料 2 1 VI-1-1-4-3-3 残留熱除去設備に係る設定根拠に関する説明書
- ・資料 2 2 VI-1-1-4-3-3-1 残留熱除去系
- ・資料 2 3 VI-1-1-4-3-3-1-5 設定根拠に関する説明書（残留熱除去系 主要弁(常設)）
- ・資料 2 4 VI-1-1-4-3-7 原子炉冷却材浄化設備に係る設定根拠に関する説明書
- ・資料 2 5 VI-1-1-4-3-7-1 原子炉冷却材浄化系
- ・資料 2 6 VI-1-1-4-3-7-1-1 設定根拠に関する説明書（原子炉冷却材浄化系 主配管）
- ・資料 2 7 VI-1-1-4-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉格納施設）
- ・資料 2 8 VI-1-1-4-7-5 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る設定根拠に関する説明書
- ・資料 2 9 VI-1-1-4-7-5-1 非常用ガス処理系
- ・資料 3 0 VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書（非常用ガス処理系 主要弁(常設)）
- ・資料 3 1 VI-1-1-4-7-6 原子炉格納容器調気設備に係る設定根拠に関する説明書
- ・資料 3 2 VI-1-1-4-7-6-1 原子炉格納容器調気系
- ・資料 3 3 VI-1-1-4-7-6-1-2 設定根拠に関する説明書（原子炉格納容器調気系 主配管）
- ・資料 3 4 VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- ・資料 3 5 VI-1-10-4 本設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設
- ・資料 3 6 VI-2 耐震性に関する説明書
- ・資料 3 7 VI-2-10 その他発電用原子炉の附属施設の耐震性についての計算書
- ・資料 3 8 VI-2-10-2 浸水防護施設の耐震性についての計算書
- ・資料 3 9 VI-2-10-2-10 逆止弁付ファンネルの耐震性についての計算書
- ・資料 4 0 VI-2-10-2-10-1 逆止弁付ファンネル（第 2 号機）の耐震性についての計算書
- ・資料 4 1 VI-2-10-2-10-2 逆止弁付ファンネル（第 3 号機）の耐震性についての計算書
- ・資料 4 2 VI-3 強度に関する説明書
- ・資料 4 3 VI-3-1 強度計算の基本方針

- ・資料 4 4 VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要
- ・資料 4 5 VI-3-1-2 クラス 1 機器の強度計算の基本方針
- ・資料 4 6 VI-3-1-3 クラス 2 機器の強度計算の基本方針
- ・資料 4 7 VI-3-3 強度計算書
- ・資料 4 8 VI-3-3-3 原子炉冷却系統施設の強度に関する説明書
- ・資料 4 9 VI-3-3-3-2 原子炉冷却材の循環設備の強度計算書
- ・資料 5 0 VI-3-3-3-2-2 復水給水系の強度計算書
- ・資料 5 1 VI-3-3-3-2-2-1 管の強度計算書（復水給水系）
- ・資料 5 2 VI-3-3-3-2-2-1-2 管の応力計算書（復水給水系）
- ・資料 5 3 VI-3-3-3-3 残留熱除去設備の強度計算書
- ・資料 5 4 VI-3-3-3-3-1 残留熱除去系の強度計算書
- ・資料 5 5 VI-3-3-3-3-1-4 弁の強度計算書（残留熱除去系）
- ・資料 5 6 VI-3-3-3-7 原子炉冷却材浄化設備の強度計算書
- ・資料 5 7 VI-3-3-3-7-1 原子炉冷却材浄化系の強度計算書
- ・資料 5 8 VI-3-3-3-7-1-1 管の強度計算書（原子炉冷却材浄化系）
- ・資料 5 9 VI-3-3-3-7-1-1-1 管の基本板厚計算書（原子炉冷却材浄化系）
- ・資料 6 0 VI-3-3-6 原子炉格納施設の強度に関する説明書
- ・資料 6 1 VI-3-3-6-2 圧力低減設備その他の安全設備の強度計算書
- ・資料 6 2 VI-3-3-6-2-8 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の強度計算書
- ・資料 6 3 VI-3-3-6-2-8-1 非常用ガス処理系の強度計算書
- ・資料 6 4 VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書（非常用ガス処理系）
- ・資料 6 5 VI-3-3-6-2-9 原子炉格納容器調気設備の強度計算書
- ・資料 6 6 VI-3-3-6-2-9-1 原子炉格納容器調気系の強度計算書
- ・資料 6 7 VI-3-3-6-2-9-1-2 管の強度計算書（原子炉格納容器調気系）
- ・資料 6 8 VI-3-3-6-2-9-1-2-1 管の基本板厚計算書（原子炉格納容器調気系）
- ・資料 6 9 VI-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書
- ・資料 7 0 VI-3-別添 3-2 津波への配慮が必要な施設の強度計算書
- ・資料 7 1 VI-3-別添 3-2-9 逆止弁付ファンネルの強度計算書
- ・資料 7 2 VI-3-別添 3-2-9-1 逆止弁付ファンネル（第 2 号機）の強度計算書
- ・資料 7 3 VI-3-別添 3-2-9-2 逆止弁付ファンネル（第 3 号機）の強度計算書
- ・資料 7 5 4.7 原子炉冷却材浄化設備
- ・資料 7 8 補足-100-6-1 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について
- ・資料 7 9 補足-100-6-2 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について
- ・資料 8 0 補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について
- ・資料 8 1 補足-100-6-4 原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更につ

いて

- ・資料 8 2 補足-100-6-5 外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の要目表
記載変更について
- ・資料 8 3 工事計画変更認可申請書
- ・資料 8 4 女川原子力発電所第 2 号機 設計及び工事の計画の変更認可申請
審査資料一覧
- ・資料 8 5 女川原子力発電所第 2 号機 設計及び工事計画変更認可申請の概
要
- ・資料 8 6 女川 2 号設工認 指摘事項に対する回答整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁イトウですそれでは女川の、へん人のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:08	今日は資料、
0:00:12	出していただけてますけれども、そのうち、基本的には資料 86 の回答整理表、
0:00:22	に沿って、確認を進めていければなと思います。
0:00:28	差し支えなければ、質問、適宜説明をしていただくところもあるかと思えますけど質問から入りたいと思います。よろしいでしょうか。
0:00:41	はい。
0:00:41	それではですね、一応、順番に行こうと思います。
0:00:47	回答整理表、
0:00:50	No.37。
0:00:53	へえ。
0:00:54	39 辺りもですかね。
0:01:00	工事の方法とかを添付していない。
0:01:04	ハッタというところについて、
0:01:06	原因と是正措置ということで、
0:01:10	資料 86 の別紙。
0:01:16	デスク別 5 日別紙 1 で、
0:01:19	つけてもらっていますと。
0:01:22	それで、まず確認なんですけれども、
0:01:30	この、
0:01:31	別紙 1 の記載を見る等、工事の方法、
0:01:38	と。
0:01:39	基本設計方針。
0:01:42	は書いてあるのかなっていうところなんですけどこの範囲っていうのは、添付書リーガーアノ抜けていたみたいなのも含めて書いてあるんですかねちょっとこの紙の対象範囲を確認したいんですが。
0:01:56	ご説明いただけますか。
0:02:08	東北電力の仲野です。
0:02:10	今回回答整理書の別紙 1 ですね。
0:02:13	本文に記載してございます。内容についてのご質問。
0:02:17	ですけれども、こちらについては

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:20	厚生関係ですので、まず大臣本文事項本文記載事項について、ここにしっかりと書いてます。具体的な工事の方法と、
0:02:30	基本設計方針適用基準及び適用規格、
0:02:33	について、これが必要だったと言う製品。
0:02:37	添付書類につきましても、是正処置に記載してございますが、今回必要なものがありましたので、それについては、添付した上で補正するという ことで、整理してございます。
0:02:48	説明以上です。
0:02:50	はいありがとうございます。
0:02:53	一つはここはよろしいですか。
0:03:00	ニシウラ規制庁ハタケヤマです。衛藤。
0:03:04	植野ため確認ですけれども、今回
0:03:07	事業者として工事の方法、あとは、基本設計方針がついていなかったこと に関しては、
0:03:13	適切性のチェックシートの修正案として、是正処置を行いますということ を今述べられているかと思えます。で、
0:03:22	それとは別に添付書類というものも、何かしら抜けている部分っていう のはあったかと思えます。ここについての、
0:03:31	原因と是正処置については、ちょっと
0:03:34	そこの先はよくわからなかったのが、
0:03:38	それに対する原因と是正処置は何か何かしら検討されているのか、そ こをちょっとお聞かせください。ちょっと今のがよくわからなかったので、
0:03:47	改めてなかった。
0:03:49	はい。
0:03:50	東北電力の長谷川です。
0:03:52	今ほどのご質問に対して、添付書類についても全く同じでございませ て、今回はあくまでも認可を受けたものの変更手続き。
0:04:02	に当たるので、もともと2の認可を受けた計画、そこから実際に変更あ るものだけをちょっと中心に、高低差せてしまったと。
0:04:12	申請書としてですね、構成させてしまったというのが原因であります。
0:04:17	で、ちょっと先ほどの、別紙1に書いた是正処置のところについては、 法令上求められてる本文そこをちょっと中心に、ピックアップしたような 書き方にしてございますが、同じ資料の
0:04:30	別紙3って、一番最後の2ページ分ですね。
0:04:35	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:35	こちらで詳細に、今後の設計及び工事の計画、これの変更認可申請書について、このような構成にしますというところで詳細、
0:04:46	これとも照らし合わせた上で、再整理、我々も再認識させていただいて、と記載してございます。こちらでちょっと詳細、説明割愛いたしますが、本文に加えて、
0:04:58	添付書類についても、ちゃんと網羅性を持った申請書となるような、申請書の構成としますということで記載させていただいております、
0:05:10	今回、目録上もですね、ここが全部網羅された状態になるようなところを示してございます。
0:05:16	なお、添付書類については、井上さんの公認会等でも、要は何条の要求をこの添付書類に書けというようなところまでの要求はないというふうに認識してまして、
0:05:29	ただ、計画する工事、これの技術基準の適合性確認するために、この書類とこの書類があればいいねというようなところで、一対一で添付しなきゃいけない、添付書類、
0:05:42	が明確にはなってなくてですね、実際我々が金賞様式とかのプロセスを踏まえて、これとこれが必要だっていうのは全然、
0:05:53	出ますので、それをちゃんと今後ですね、網羅的にお示しすると、いうようなところで改善を図っていきたいということで記載している。以上です。
0:06:04	はい、原子炉規制庁畠山です。今の説明を踏まえた上で、今回改めて全部書類というものを整理された、当然、おっしゃったように、
0:06:15	工認ガイドとかで、南條については何を付けなさいっていうものが明確になっていないけれども、当東北電力としては、その
0:06:24	適合性を説明する上で、どの説明処理が必要なのかっていうことを、申請書を作成するにあたって検討し、
0:06:34	示すということを今お話いただいたものと認識しておりますので、それが改めて行われた上で網羅的に示している状態が今ということでもよろしいですね。
0:06:48	はい。東北電力の長谷川です。はい。現状を、我々、整理した上で必要と思われるもの。
0:06:54	実際、つけている書類と、あとは、
0:06:58	すでに認可されたもの、そこで関係あるけども変更ないので、実際の添付は、書類としての添付はせずに、認可情報と呼び込んでいるというのが種類ございますけども、
0:07:11	はい。網羅され、した形ということで考えています。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:17	原子炉規制庁畠山です。ちょっと具体的なところ添付書類確認させていただきますけど、今は例示としてお話をしますね。
0:07:26	今回のいただいている資料。
0:07:30	結構ボリュームがあるので、番号で言いますけれども、
0:07:37	今日提出いただいている資料の、
0:07:40	34 からスタートするもの。
0:07:43	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
0:07:49	これに関して、認可と同じである旨を述べた上で、
0:07:56	次のところで言うと、
0:08:06	お待ちください
0:08:14	設計及び工事に係る具体的な
0:08:18	検査の計画で、原子炉格納施設であったり失望システム、
0:08:22	あとは、現 0 施設について、添付されているという状況ですけども、
0:08:28	ちょっとごめん、今自分が若干勘違いしてたので、これちょっと一旦、
0:08:33	取り消させてもらいます。元例しかないっていうイメージでちょっと思ったんですけども。なるほど。34 に、
0:08:40	残りのものがあって 35 時限利と出してるってことです。ちょっと構成がちょっと今、
0:08:46	今ちょっと誤解してたので、元しかついてないと思ったのであれし、もとの申請には他もついたので思ったっていうのがちょっと発端だったんですけども、ちょっと今改めて見ると、ツイッターでちょっと保留する取り消させてもらいます質問。はい。
0:09:02	はい。
0:09:04	はい規制庁伊東です。
0:09:07	私からですねちょっと原因と是正処置の紙のところについて質問ですけども、
0:09:15	えっとですね。
0:09:19	元原因とか、是正措置のところですね、具体的にQMSの説明書の
0:09:29	どの段階の話なのかっていうところが、ちょっとちょっと見えなくてですね我々、そちらKSは、
0:09:37	江藤警部説明に書いてある通りに進められているものと認識しているんですけども、例えばその、
0:09:47	説明書上で言うところのどこまでがうまくいってどこでつまづいたのかとか、あとは、チェックシートっていうのが今回、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:58	別紙 1 の添付についてきてるものはここではどの段階で誰が使うものなのかとか、ぐらゐの説明はちょっと欲しいかなと思ってるんですけど、
0:10:10	今、答えてもらうことはできますか。
0:10:22	はい。東北電力の長谷川です。はい。
0:10:25	今回のこのちょっと省略しちゃった部分のプロセスについては、前回のヒアリングで、年固定となった、今回の
0:10:37	品質管理、
0:10:39	含めたプロセス示した説明書ですね、その 1、3.3. 4、ここの(4)の申請書、
0:10:47	の作成、そこまでは、しっかりやってたものと、
0:10:52	その時点で、その前ですねすみません。その前の、
0:10:56	各技術基準の条文の網羅性から入っていろいろ設計結果として、示す、要は設計のアウトプットというところまでで、
0:11:07	必要な書類、これは工事の方法あと添付書類も含めてですけども、そこまで網羅的に作ってました。
0:11:15	で、そのあとに、実際に申請書、
0:11:20	そして、
0:11:21	パッケージ化して、社内の決定手続きをとる際ですね、そこで変更に関わるもののみということでしたしまったというようなところですが、ちょっとここ、こういうご質問でしょう。
0:11:35	はい規制庁伊藤ですそうですね。
0:11:38	今 3.3. 4 っておっしゃったのは 3.3. 3 の間違いですか。失礼しました。はい。
0:11:45	3.3. 3 の(3)までは、
0:11:49	うまくいって(4)で、
0:11:54	兵
0:11:56	国交情報とかを、
0:11:58	申請書の中に、
0:12:00	含めていなかったとそういうことですか。はい。
0:12:06	わかりました。それから、すみません。さっき言ったチェックシートは、今後どこ、どの、
0:12:13	丹段階で用いることになりますか。
0:12:20	はい。東北電力の長谷川です。申請書をサツ掲示化して、それを社内の会議体にかける、その時点で扱うこととなります。
0:12:33	これは説明それ言うと 3.3. 3 の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:38	子。
0:12:38	午後ですか、それとも(4)の、いいですか。
0:12:42	少々お待ちください。開きますが、はい。
0:12:45	平井。
0:13:26	はい。東北電力の仲野です。
0:13:31	説明書のですね 3.3. 3 の(4)の、
0:13:36	いいですね、石膏に施工に宣誓書のチェックと、
0:13:41	いう項目があります。この段階で内容についてのバックチェックをするんですけども、ここでチェックシートを用いて、中身の確認をします。
0:13:49	この段階で先ほどの工事計画本文に記載すべきところが、きちんと、
0:13:55	盛り込まれてるということを確認するということです。
0:13:59	いうことで、以上です。
0:14:01	はい、セイトウですありがとうございます。大体わかりました。
0:14:07	前回大窪区長さんからも言ったように社内プロセスはきちんとできているのかということが、こっちの問題意識なので、
0:14:17	ある程度QMSのどこの部分でという話は、資料 86 別紙 1 出してもらえればなと思ってます。
0:14:28	季節が他にありますか。
0:14:32	原子炉規制庁竹山です。今回の案件とちょっとかけ離れたところで、1 個確認させてください。
0:14:39	QMS説明書の中で、
0:14:42	施工における解析管理っていうのが、御社の中で定められてるものと認識しておりますので、
0:14:49	その中で、過去に特に提出した解析関係書類でデータ誤りがあった不適合事例についてそれぞれまとめられているものがあると思います。
0:14:59	具体的に項目挙げられているものと現在思っております、
0:15:05	ちょっと具体的に確認をしたいのが、今回、
0:15:10	今このヒアリングの内容とは別で、例えばファンネルみたいに、材料が、もともといただいたんだけども管財にしていますっていうところで、
0:15:19	やはりこの解析管理のところのデータ誤りところの不適合事例に、
0:15:24	上げるかどうかっていうところ。
0:15:26	どのように検討されて、今はつけてないと思うので、つけてないという整理されたのか、そこをちょっとまとめていただけますか。
0:15:35	はい。東北電力の長谷川です。今おっしゃった二つの案件は開催されたのが、いずれも我々共通電力の、正確には多分シュラウドと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:47	小さいんだと思うんですけども、そもそも、解析は、もの、
0:15:53	作る設計段階でやるものなので、設計情報をもとに、
0:15:59	解析のインプットとして今
0:16:02	言うところで、現状例えばファンネルについては、あれ、江藤材料家、
0:16:08	ないですけども、それをもとに、これ、
0:16:14	要は評価をしてたというインプットとして、
0:16:18	その後任のデータを持っていたので、
0:16:21	そこは、はい。
0:16:24	過去の事例とは違うというか、はい。
0:16:27	インプットの確認とすれば、ちゃんとやってた。
0:16:31	実際のミルシートもその比較ではないので、
0:16:39	インダ規制庁とてもです。ちょっと今おっしゃっていたその
0:16:43	最後の部分が少しよくわからなかったのが、
0:16:50	御社が
0:16:52	入力条件、強度の評価を行う際にあたって、入力条件としていたものは、
0:16:59	●●(非開示情報)の布川●●(非開示情報)、マスキング
0:17:07	失礼しました。ちょっと今深井常務はちょっとまとめていただいて申し訳ございません。
0:17:12	猪瀬管財課、いただいたというところ。
0:17:20	安西会長。
0:17:22	ていうところ、どちらで、入力条件を使われています。
0:17:32	東北電力渡部です。
0:17:34	耐震計算、強度計算のインプット条件としては、板材の方をインプット条件としておりました。その板材をインプット条件としていた理由としては、
0:17:45	本人の要目表の方にいただいたということで材料を記載しているということに由来しております。以上です。
0:17:56	原子力規制庁タカマツ今回は管財なんですよね。
0:17:59	てことは、
0:18:05	するほど、
0:18:08	それは、
0:18:11	バックデータというか、そこも間違ってたってということになるんですか、ちょっと。
0:18:17	その整理がなかった。
0:18:19	確か、もともと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:21	確か当初のヒアリングでも何か、若干他のと経路が違っておっしゃってたのは何となく記憶をしていて、
0:18:28	ただ、現状は、②番から⑤番と同じような表現の使い方で、要は正しく書かれていなかったことから変更するっていう書き方。
0:18:39	になってたかなと思ってます。まずちょっとそういったところで、
0:18:45	設計当初新しい、
0:18:48	菅衛藤。
0:18:50	安齋を使っていたけども、その転記ミスをしたのかなってちょっと、
0:18:55	誤認をしてたんですけども、そういうわけではない。
0:18:58	ここは明確にその設計変更、
0:19:02	近いんですかねそこはちょっとそこが、
0:19:05	どういうとらえ方なのかが、
0:19:07	いまいちゃわかってなくてですね。
0:19:11	はい、東北電力、渡部です。
0:19:13	もともと、再稼働認可の時の工認においても、管材を使うという、すみません、もともとの設計はありました。
0:19:24	ただ、当該部位ある弁本体が、いわゆる配管ではないということがあったため、要目表への記載としては、
0:19:35	板材として記載するという判断がなされました。その根拠としましては、今回使用してる材料が、たまたま板材管材とともに、いわゆる材料物性値も変わらないものである、
0:19:47	そこでいただいたということに記載するという判断がなされていました。
0:19:52	よくよくミルシート等確認しますと、当然そこは板材ではなく考えるということで、今回、管財と記載するのが適切だろうということで変更の認可申請をさせていただき
0:20:05	耐震計算書、強度計算書につきましても、その当時の判断のもと要目表が板材で作られていた経緯があるので、評価としては、いただいたということで、耐震強度の計算がなされており、
0:20:17	以上です。
0:20:23	原子力規制庁ハタケヤマです。ちょっとその整理を、
0:20:29	明確に確認しておきたかったのは、要目表に適切に記載されていなかったことから今書かれていらっしやると思うんですけども、
0:20:36	バックデータとしては、適切な値を書いていたけども要目表が間違っていましたあと添付書類も違っていたということであれば、
0:20:47	要は転記ミスだということだと思んですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:51	今のご説明だと、
0:20:54	何か、
0:20:55	今おっしゃってたのと、なんか若干整理がよくわからなくなっていて、
0:21:00	今ヒアリングでやりとりしてるだけだと多分また、
0:21:04	後々聞いてわからなくなりそうなので、最終的にはこの経緯は紙で、この
0:21:09	30、
0:21:10	82 番のところに、充実化をいただきたいと思っています。
0:21:15	要目表に適切に記載されていなかったというのは具体的に、用務、
0:21:22	イトウするとか業務だけなのか、既認可のところもそうなのか、金衛藤添付書類もそうなのか、バックデータもそうなのか、っていうところをちょっと整理をいただきたいです。で、
0:21:33	その上で、じゃあ、そこが例えば、入力条件が、本来、
0:21:39	結果的には同じなんです。その考えだろうが板材だろうが、入力条件は変わらないんですけども、
0:21:44	入力条件とすべきその材料が間違っていたってことであると入力条件の誤りになってしまうのでその場合って、先ほどの解析条件の誤りとして不適合事例に、
0:21:56	上げる話になるのかならないのかっていうところまで、ちょっと整理をいただきたいと思っています。で、そこに例えば、
0:22:04	例えばですけども、もともとは板材と設計していたけども、完全に設計変更しますっていうことであれば、それは
0:22:13	明確な設計変更なので、適切に記載してなかったことからという理由とはちょっとまたかけ離れることになると思うので、ちょっとその整理をちょっと確認をしたいという
0:22:25	答弁がニイヌマです。ちょっと今の件、
0:22:30	整理して、ご回答させ、
0:22:32	いただきますが、少し補足さ。
0:22:35	もともとの材質変更については、
0:22:39	弊社の設計ベースは管材で、
0:22:43	ただ、
0:22:45	施設工認の審査資料を含めて、添付も含めて、それを示す置きだと示すものがなかったので、これは事業者の設計でやってるけども、
0:22:56	今野ナカセ説コウノ中では、きちっとその辺が証明できるということで、これは動き等の類ではないから、変に扱いこと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:04	いう形になったと。
0:23:06	なので、その辺の、弊社の中での設計のやってる中身と、設工認を資料作ったときに、板材として扱ったところ、その辺の整理を一度して、
0:23:19	後程別途ご回答させて、
0:23:21	はい。
0:23:22	原子力規制庁ハタ木山です。説明、承知しました。今のお話と最終的には、データ誤りの部分に書くべきなのか書かないのかというところまで含めてですね、ちょっと整理をいただければと思います。で、
0:23:36	具体的にその懸念していたところは、まさにその添付書類のところで、今回パネルだけ耐震計算、強度計算をやり直して、
0:23:46	4年で、実際そのやり直すにあたっての入力条件っていうものがもともとその
0:23:52	板材ということで、
0:23:55	あれば、
0:23:58	そのバックデータ増えていただいた方ではもう設計変更でしょうし、逆にその
0:24:04	考えていただいた入力条件間違えて、
0:24:06	それを、そのために計算をやり直さなきゃいけないっていうことであれば、入力条件が正しかったのかっていうところも含めてっていう、
0:24:14	多分どっちかに分かれると思うので、そちらが明確に説明できるよう、お願いします
0:24:25	はい。東北電力の峯岸です。趣旨の方は理解しました。
0:24:32	本件は、前回のヒアリングの時にもう経緯といったところですね、記載の充実化を図ってくださいと。
0:24:39	いう話がありましたので、資料 82 の 1 ポツ目的のところと、
0:24:45	資料の 3 ページのところですね、
0:24:48	設計図書の
0:24:52	位置付けといったところも記載させていただきましたが、今回の趣旨を踏まえてですね、
0:24:58	スポーツ目的等記載の充実化を図りたいと考え、
0:25:04	はい、原子力主査竹山です。ちょっとその上で、もう 1 個充実化いただきたいのが、
0:25:10	強度計算されるにあたって、設工認に転記する前の、
0:25:16	強度計算の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:18	御社の書類ってありますか、あるのであればそれをつけていただきたいこと、そこがどういう値変えてるのかっていうことも重要だと思うので、今書かれているのは、
0:25:28	そのファンネルの外形図だけ添付されているとされていて、強度の計算がどうだったのかっていうところ。
0:25:35	入力条件の誤りになるのかならないのかという、
0:25:38	ちょっとそこが確認をしたい部分の、
0:25:42	趣旨になるので、
0:25:43	そこが、
0:25:44	御社の書類としてまとまっているのであればその該当箇所も含めて説明いただくということが重要なと思います。
0:26:01	東北電力渡部です。
0:26:04	いわゆるいただいていた強度耐震評価結果につきましては、今回、提出いただいて、
0:26:12	させていただいてますファンネルの耐震強度計算書と、
0:26:18	なんて言うんすかね、改正前って言ったらいいんですかね。それが設工認の認可時に提出させていただいているものになっておりますので、値はそちらと比較すれば、
0:26:29	中身を確認できるものにはなっております。
0:26:33	原子力いただけます。今おっしゃってたのは、一応、こちらの認識だけお伝えしておく、いただいた管材で入力条件が変わらないのは認識しています。
0:26:45	もしそのお話をされているのであれば、その懸念はないです。
0:26:49	で、この案件がちょっとややこしいのは、いただいた管財、その入力条件何も変わらないので、
0:26:56	そのデータ入力の誤りとしてその入力条件の話を研究しようによっても、
0:27:03	明確に見える部分は、
0:27:05	難しいものだと思う。例えば、完全に材料が違うんですっていう。
0:27:09	ことであれば、明らかに転記ミスとかいうものが、データの入力値に影響するものだと思うんですけども、今回そこがわからないので、今の書類だけだと、
0:27:19	どこでどう間違えたのかわからないので、そのバックデータを示してくださいっていう趣旨です。
0:27:26	少なくともその

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:28	Aと、
0:27:29	考えていただいて、比較してどう変わるのかっていう問いということであればそれではないです。それはわかっています。変わらないことはわかっています。
0:27:40	東北電力渡部です。ちょっと、ただいまの趣旨整理してバックデータのほう確認させていただきたいと思います。以上です。
0:27:51	すいません東北電力の岩間ですけれども。
0:27:54	1例ですすでに今、今日提出する書類の方で、
0:27:58	既認可令和3年の再稼働の際の、
0:28:03	等に添付した、耐震計算書、
0:28:07	あとは今回変更認可申請で出します。再建計画との相違点をまとめた資料ちょっとありますので、テラダ、
0:28:16	182の、
0:28:18	資料、
0:28:20	詭弁付ファンネルの補足説明資料、
0:28:23	ページ番号33ページ。
0:28:29	42ページ、2ページから始まりますけれども、
0:28:37	こちらは32ページからですね、耐震性についての計算書ということで、
0:28:43	これは2号機分の逆止弁付ファンネルになりますけれども、前回の委員会で前回というのは令和3年の12月23日の認可時の添付書類等、右側変更後の方は今回変更認可申請で、
0:28:56	このように修正しますという、変更後の姿になる。
0:29:01	こういった表になります。
0:29:02	めくっていただきますと33ページ以降ですね、何も変わらないページは、あの二つをちょっと割愛。
0:29:11	ここに挙げたように、33ページから、
0:29:14	耐震性の計算からいきますと35ページまで
0:29:18	4、
0:29:21	3ページ分ですかね。
0:29:22	材料の名称の方のみ
0:29:25	こちらの繰り返しになりますけれども要目表の
0:29:29	実際に引っ張られるかということと整合をとる形で、耐震性の計算書の方も作成しておりますので、解析のインプットを誤ったというよりは、
0:29:41	この整合がしっかりとっていた。
0:29:43	ただ目標の、付帯の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:45	ところでちょっとアノではなかったというような
0:29:50	説明になるというふうに理解。
0:29:53	以上になります。
0:29:54	すいません。東京電力の発言をちょっと補足しますが、おっしゃってることは、多分
0:30:00	物性値が変わんないのは結果論であって、実際、TP材を、
0:30:06	はい。それを使うかその前のものを使うかっていう、大元のインプットがずれてる。そこで、設計図書と実際の工認の要目表等ではその関連と、時系列についてしっかり説明してくださいということで、はい。
0:30:22	長谷川さんおっしゃっていただいたと認識は同じです。はい。今のお話は認識しているので、そこは認識した上で、
0:30:30	長谷川さんおっしゃったようなことを、
0:30:33	確認したいという趣旨です。で、そのデータは、今の処理場だと確認できないので、バックデータを示してくださいということになり、
0:30:40	以上です。
0:30:47	規制庁井藤です。ちょっと私が飲み込めてないだけかもしれないんですけど今のところ、もう1回確認したいんですけど。
0:30:55	事業者の設計では、管材を使うよう使うことにしていたけれども、
0:31:04	設工認の申請書類では多田伊井になってましたと、その耐震計算とか共同計算は、
0:31:13	板材でやってましたってということだと認識してるんですけど、事業者の設計っていう時には、耐震計算とか共同計算って入ってない。
0:31:24	ですから、ちょっとそこがそもそもわかってないんですけどね。
0:31:33	東北電力渡邊です。事業者の設定としましては、耐震の強度の設計には入っております。繰り返しになってしまうんですが、
0:31:46	もともと、
0:31:48	板材を要目表に記載していた意図としましては、
0:31:53	転記ミスというよりも、もともと管材を使用して考えて設計をするということは認識をされていて、ただ、その弁本体という材料として、
0:32:04	配管ではない、その部位が配管ではないっていうところが当時引っかかってしまって、
0:32:11	いわゆる管財ではなく、
0:32:13	板材表記にした方がいいっていうことがあったと。
0:32:18	いわゆる物性値も変わらないのでそのまま進んでしまったと、今回、使用前事業者検査等で確認したとすることにあたって、この表記は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:30	板材あるのは正しくないだろうということで、今回変更認可申請をさせていただいてるものになっております。
0:32:37	以上です。
0:32:39	原子力でございます。お話を聞いていると、何か、単に間違っただけでは言葉が足りてないのかなと思っていて、
0:32:48	要は、
0:32:51	この
0:32:52	ファンネルのものに対して、管財ととらえ得るべきなのか、板材ととりとらえるべきなのか、これが、
0:33:00	御社の中の整理がちょっとその規格上の整理なのかっていうのはちょっと私は今見えないところですけども、そこについて、何らかしら。
0:33:10	間違えてしまったっていう言葉がちょっと適切かはわからないですけども、ちょっととらえ方に差があったと。
0:33:18	うん。
0:33:19	いうところで、今回は管材にしますと、整理されているんだと。
0:33:26	聞いてて思いましたが、
0:33:28	なかなか使えない。
0:33:32	伝わるのには、言葉だけだと難しいなということがありまして多分これは、
0:33:38	当初のヒアリングでもうそれらしいことを聞いた記憶があるんですね。で、
0:33:43	多分このまま続けても同じ質問しそうですし、
0:33:47	明確に認識を合わせておかないとじゃあ、その計算書をつけるべきなのか、データ誤りとしてどういうふうに示すべきなのかっていうところまでです。ね整理が行き着かなくて、伸びるだけだと。
0:33:58	と思いますので、そこは明確に、
0:34:03	御社の考えとして、多田の転記ミスなのか、ということも含めてですね。
0:34:08	多分、
0:34:10	只野転記ミスだけでは言葉を摘ま収まらないので、説明をしていただきたい。
0:34:16	いうところです。
0:34:19	はい。東北電力の峰岸です。
0:34:22	趣旨は理解して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:24	これまでの議論の中で、フタミズタをやってきたつもりではあったんですけどもまだそのところにちょっと誤解をしているということも理解はしましたので、明確に、先ほど内野長谷川が話した内容も踏まえて、
0:34:37	結果を諮りたい。
0:34:40	以上です。
0:34:42	はい。お願いいたします。加えてですけども、今回ファンネルの話をさせていただきました。パネルさしていただいたのはパネルは耐震計算強度計算をやり直すってということだったと思う。
0:34:54	ですので、中身として、入力条件とかにどのように、
0:34:59	寄与するのかっていうところ、あと究明した話、今回関連するのでちょっとお話をさせていただきましたんで、
0:35:04	それ以外のところについては、
0:35:06	やり直さないという認識だと思っています。で、やり直さないってことであれば、単なる誤記だと、要目表だけの動きであって、
0:35:16	残りのものはバックデータについては正しい値が書いてあるで、
0:35:24	添付書類の方は、
0:35:26	そもそもその値が出てこない。
0:35:29	という整理で多分お話しされていたんだと思うので、ちょっと少しそこに、
0:35:34	またファンネルと同じような事例があるのであれば、同じようにちょっと充実化をいただきたい。
0:35:39	と思っています。おそらく多分パネルだけかなと思ったんですけども、一応念のためです。
0:35:49	はい。オク電力ハセガワ、了解しました。
0:35:53	はい、規制庁伊東ですよろしく申し上げます。
0:35:56	すいません。等級MS数は次、次に行きたい。
0:36:02	はい。それでは回答整理表の方で、40番。
0:36:10	41番、
0:36:12	条文整理のところ、大南効果っていうのを書いて、
0:36:19	ほら、
0:36:20	10えっとですね、まず、15条については、書いてあるのは見たんですけど、十四条ってこれ第何項ってところまでないような気がするんですけど、そこって、
0:36:35	書いてないっていいですか、すいません明記しとあるけれども、
0:36:40	大南小っていうのはね機能する。
0:36:44	東北電力の鈴木です。すいませんこちらについては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:48	15条のように明確に何行という今現状記載しておりません。今の実態で、回答書の第2項、
0:36:55	いうことでとらえておりますので、
0:36:58	次回第2項というところを追加した上で、対応したいと思います。以上です。
0:37:21	規制庁伊藤です。次回充実させてもらえればと思うんですけど、この関係でいうと、例えばRHR5なんかは、技術計画値基準規則第二条第2項第9号版に
0:37:37	掲げる安全設備の折れ第1小も入るように見えるんですけどもそこはいかがですか。
0:37:47	はい。東北電力の鈴木です。1項につきましては、単一故障に関する記載の要求だと思っておりまして、
0:37:55	女川の場合単一故障に該当するのが、SGTS系の配管、非常用ガス処理系の配管。
0:38:02	あとわあ、中央制御室スズキの括弧と。
0:38:04	2ページでございましたので、残留熱除去系については該当しないと考えまして、
0:38:11	現状
0:38:12	該当外の方法というふうに整理をしてございました。以上です。
0:38:43	木曾イトウです。そうすると今のところは、十四条1項は適用条文ではないってそういう説明になりますか。
0:38:55	はい。東海林君スズキです。はい。適用条文、
0:38:59	に該当しないというふうに整理をしてございます。
0:39:04	原子炉規制庁立山です。その適用条文に該当しないっていうのは、
0:39:10	規則の第2条2項9。
0:39:14	5-5は、及び法に掲げる安全設備に該当しないという。
0:39:23	東北大学の鈴木です。申し訳ありません
0:39:26	技術基準規則の版に該当するというふうに考えてございます。以上です。
0:39:37	東北電力の豊嶋です本件ですね%hrのその当該弁は、また受風間系統として、多重化されているということで、
0:39:48	安全設備に該当しますし、単一故障を考慮すべき。
0:39:53	適用条項にはなると。
0:39:55	実際、多重化されているのでという枕詞が多分抜けていたと思います。
0:40:00	正しくは、該当条文として整理すべきと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:03	ちょっと記載のほうを見直させていただく。
0:40:11	はい凍結をイトウりする。
0:40:13	では、一応、
0:40:16	今の認識は
0:40:18	10条は、1項2項、両方、審査対象条文っていうそういう理解でいいですか。
0:40:27	若井東北電力豊嶋です。ご認識の通りで結構です。
0:40:31	はい規制庁イトウで承知しました。そこは記載を充実させてもらえればと思います。
0:40:37	40番については、40番40、はい。畠山さんどうぞ。
0:40:45	原子炉規制庁竹山です。規則10条2項について確認をさせていただきますと、
0:40:52	環境条件の設定の話、例えば今回、パネルでちょっとまた確認させていただきましても、パネルって強度と耐震をやり直す。
0:41:03	別に今回、
0:41:05	やり直すということで、
0:41:07	環境条件の中には、荷重という項目も含まれていたかと思います。で、この荷重は、
0:41:14	神経、
0:41:15	引用するのか、今回の既認可。
0:41:19	今回の申請書でのやり直した耐震計算、強度計算をもって説明するのか。
0:41:25	どちらでしょうか。
0:41:35	はい、東北電力。
0:41:37	渡部です。ただいまのご質問は今回新たに計算しなさ。
0:41:41	逆止弁付ファンネルの耐震及び強度に関わる荷重条件について、今回新たに設定するものなのか、機構により有するものなのかということで理解しましたが、
0:41:52	衛藤。
0:41:54	ではない。
0:41:59	見せていただきます。そもそも中じゃないですかこれ該当しないということですね。はい、わかりました。
0:42:05	失礼しました。
0:42:06	とそちょっと念のためにそれ以外のところで強度や耐震に関しては、
0:42:12	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:14	すべては既認可と同じであると言っているので、要は
0:42:19	健全性の説明書の中で、
0:42:22	要は読みかえ的に、今回の耐震強度に読みかえる部分というのではない ということよろしいですか。要はその全部既認可の新規制を引用する という形で良いのかということです。
0:42:43	はい。東北電力の岩間です。
0:42:46	今回改めて荷重設定した案件はですね今回申請してる案件の中であり ませんので、その近隣化と同様というふうに理解いただいて、問題ない と。
0:42:59	例えば第①って、弁の取りかえ、これは今回なくていいですよ。
0:43:12	電話実際取りかえているわけですよ。
0:43:16	東京電力の岩間です。すいません今ほど 5 案件と言いましたけれども、
0:43:20	先ほど施工の際から申請しております、4 案件ですね、については
0:43:28	変更はないというふうにご理解いただいて、
0:43:33	であれば、原子力いただけますであれば、今回の
0:43:41	ベント理解にあたって、健全性を説明するにあたっては、
0:43:46	強度と耐震、
0:43:48	少なくとも今日はこれやり直しました。
0:43:51	やり直してたのは、新規制の段階ではその説明ができなかったという ことで、
0:43:57	やり直してたと思うんですけども、それは、
0:44:00	申請によるとか言って適切かどうかということ。
0:44:12	僕のスズキです。少々お待ちください。
0:44:43	東北電力の長谷川です。
0:44:47	この
0:44:48	残留熱除去系の弁の全体要は部品の取りかえについては、冒頭のヒア リングの中でもいろいろご議論させていただいたんですけども、
0:45:00	結果して、物も設計も変わらないで、さらに要目表に記載する以外の分 布品、
0:45:09	要は荷重条件含めてですね、そこも変更がないと。
0:45:12	ただ、そういう等、変更となるようは確認しなきゃいけない。添付書類つ てのがぼぼぼぼなくなるんですけども、そこで構造養型である 17 条、五 条十四条レビューと。
0:45:26	その確認の書類、そこだけは、今つけましようということにしています。 それ以外の健全性については、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:34	こちらもみなされている認可、要は従来からですね、設計何も変わっていないので、機構にそこから変更はないということで問題ない。
0:45:45	考えています。ただ、
0:45:47	適用される条文ということはもちろん認識した上でっていう、
0:45:51	以上です。
0:45:53	原子力規制庁はさっき言いますと見なされるの部分だけはちょっと、
0:45:58	わからない部分があつてですね。
0:46:01	少なくとも、
0:46:05	今回は、
0:46:06	部品単位が少なくとも取りかえはしているっていう扱いなんですよ。で、
0:46:13	多分、
0:46:14	さっき、
0:46:17	部品単位に取りかえてるけども季節であるというその説明の、
0:46:22	扱いは、
0:46:23	前回のヒアリングの中で、
0:46:27	耐震だったか何かでお話してる新設か既設かの、その整理のお話に絡めてお話いただいたものだと思って認識はしてたんですけども、
0:46:38	ちょっと確か耐震ですよこれは、耐震は何となく理解をします。
0:46:43	耐震はそれでいいかなと説明は成り立ってるかなと。
0:46:46	強度に関しては、
0:46:48	部品単位でそれぞれ強度の説明をします。弁体であれば弁体の部品単位で説明をしていて、
0:46:57	今回のものにおいては、当然
0:47:02	結果的に一部であるからその部品単位で計算するにあたっても
0:47:07	全体説明するにあたっては、施設扱いとして説明して、
0:47:12	強度では、
0:47:14	一緒ですよ確か。
0:47:17	6時501を使うか。
0:47:20	積月額を使うかっていうところで、でも説明をいただいたものかと思いません。で、
0:47:28	実際に
0:47:32	金可児。
0:47:34	夜っていうその新規制と同じである。
0:47:38	新規制の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:39	強度計算書と同じと、今回、
0:47:44	意味合いとして書かれると思うんですけども、そうであれば強度の計算 ってやる必要性ないって話になりませんか。
0:47:51	何か、ちょっとその整理がよくわかんなくて、
0:47:54	うん。なんか、
0:47:55	強度計算書の中で共同。
0:47:57	計算のやり直しをします。ただ、
0:48:00	健全性においては、
0:48:03	新規制のままでいいんですってなったときに、その整理がちょっとよく わからなかったっていうところです。
0:48:13	東北電力の発生側で、すみませんちょっと話がもしかしたらずれちゃっ た回答になったら申し訳ないんですけども、
0:48:20	あくまでも告示 5015 期施設当時の 015 を使うか、もしくは、今回取りか えますと、それで改めて適用するそれが、
0:48:31	設計建設規格なのかと。
0:48:33	そういうところで評価の手法が変わるのはあくまでも 17 条要求の構造 強度に関わる部分かなと思ってます。
0:48:41	健全性のところについては、
0:48:46	対象設備の構造であったり、あとは材料であったり、そういうものに対し て、温度湿度、
0:48:55	あと、放射線とかそういう環境に照らし合わせても問題ないかと、いうよ うなところであって、ちょっとその告示とか、
0:49:06	設計建設規格は直接は、
0:49:10	結びつけた上での説明は不要かなと思ってます。
0:49:16	そうですね原子力いただけます。ちょっとごめんなさい。昔、先週のヒア リングを思い出しながらちょっとしゃべって、頭の整理をしながらだった ので、多分冒頭は僕は矛盾したこと言ってたかなと思ってますし、
0:49:28	結果的には告示か譴責です却下は、
0:49:32	健全性の説明は要らないと思っています。
0:49:35	だからそういった意味では僕の冒頭の説明はすごく無駄だ説明をした かもしれないんですけども、ちょっとこちらとして確認をしたいのは、健全 性の説明の中の荷重の条件は、
0:49:45	新規性によるのか、今回の強度の説明書によるのか、どちらによるべき なのかっていうところで、
0:49:55	御社の整理を確認したいというところですね。具体的には今回

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:03	よく条文の整理結果をつけていただいているだと思います。そのところの十四条、今回だと、弁の取りかえなので 79 番ですか、79 番の。
0:50:13	8 ページ、ここの安全設備のところの一番右側の適合性を確認するための申請書類で、今は、
0:50:23	基本設計方針と安全設備、及び、何とか何とか健全性に関する説明書のみとなっています。で、
0:50:31	果たしてこれだけで良いのかっていうところだと思っていて、ここに強度が含まれるかどうか。
0:50:37	っていうところだと思っています。で、ここ確認しているその申請書類のところ
0:50:45	で、
0:50:45	本来であれば多分、
0:50:47	耐震も含まれていて、それ以外のう。
0:50:51	Iターン、
0:50:52	何だっけ、ちょっと名称は今、造成しましたけども、何かそれ以外の、健全性に関わる関連する添付書類も本来あってくるものだと思ってます。ただ、
0:51:03	キリン新規性基準で引用するって書かれてたものは多分省略しているから、見えてこないかなと思っていて、ただちょっと今回はその、
0:51:12	やり直してる部分についてどういう扱いなのかなっていうところはちょっと説明は必要かなと思ってます。
0:51:17	で、ちょっと加えて、この申請書類のところ、一応念のためお伝えしておく、基本設計方針って書かれていますけども、要目とかそういったところも変わってくるのかなと思うので、
0:51:28	新、
0:51:29	規制基準のときに、ここは多分基本設計方針で書き方ではなく、工事計画って書き方だったかなと。
0:51:34	ちょっとと思ってます。
0:51:38	趣旨は理解しているので、とりあえずコメントだけさせていただきます。
0:51:42	で、そういった意味では、
0:51:45	強度の扱いはちょっと明確に書いて欲しい。
0:51:56	特にニイヌマです。もともと既工認のときに、条文適合するために説明する資料として当社が整理した項目の中には共通決算関係は、
0:52:07	今、
0:52:10	を踏まえて、
0:52:14	添付する。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:16	ここに記載する書類が、どれがいいのかというのは、
0:52:20	としては、
0:52:21	どういう
0:52:28	原子炉規制庁畠山です常駐しました。ちょっとその示し方ですね、最終的に、
0:52:35	新規制、本申請として健全を書くときに、すべて既認可の新規制基準時認可によると書くべきなのか。
0:52:43	一部だけよれない部分があるので、
0:52:47	再定義をする、ここはこう読みかえるってところを書くべきなのかっていうところがちょっと、
0:52:54	多少その話としては整理、
0:52:57	するべきところかなと思って、
0:53:03	あの、今ほどの話を踏まえて、この条文整理の時にここに記載する添付書類の、
0:53:10	要目表という形も出て、
0:53:12	ちょっと私、業務評価と書いていた。
0:53:14	この条文整理があったかと。
0:53:18	要目表とは書いてないと思います。工事計画って書いてあると思います。趣旨としては多分要目も含めて、
0:53:26	適合性確認をしているってということだと思ったので、基本設計方針で書くと、ちょっと片手落ちのようにも感じたってところです。ただ趣旨は理解しているので、
0:53:38	要は本文事項としてってところは基本設計方針で書いているのだと思っているので、
0:53:44	適合性確認において確認するべきなのは基本設計方針だけじゃないということだけお伝えしたかったものです。
0:53:52	多分そういう趣旨で多分工事計画って書いたんだろうという、というをお伝えです。はい。
0:54:00	収集前ちょっと整理すべき。
0:54:02	書類を書く。
0:54:08	私からは以上です。
0:54:11	はい。それでは、41 番までは終わりにして、42 番ですね、38 条の説明は、
0:54:21	私は特にないんですけど、畠山さん何かありますか。
0:54:27	例えば、資料 78 のう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:31	10 ページとか、
0:55:06	大丈夫。
0:55:08	はい、じゃあ 42 番は、飛ばして、45 番に行かせてもらいます。
0:55:16	45 番は、
0:55:20	図面でホスト線とかほそ線とかのところがちょっと変え、
0:55:28	を記載してもらいますと、
0:55:31	え一つとですねえ。
0:55:36	ちょっと説明を、
0:55:39	もらいたいのか、
0:55:44	資料、
0:55:46	75 の方がいいですねどっちかっていうと、
0:55:59	75 の、
0:56:02	3 ページですかね。
0:56:05	衛藤。
0:56:06	ちょっと加えてもらったところはわかったつもりいただくんですけど、ちょっと 3 ページの右上で、
0:56:17	13 番と 14 番の間とか 5 番と 6 番の間がほそ線になってる理由がちょっとわからなくてそこを説明してもらえますか。
0:56:27	はい。東北電力の岩間です。
0:56:29	13 番 14 番の間にあるのは、逆止弁になりますけれども、
0:56:36	実線表記というのがこの系統を示す表記でして、
0:56:41	麻生。
0:56:42	渡船じゃないからこの系統ではないとか、系統だとかそういうふうな示し方になっているのではございませんで、
0:56:49	線の太さの違いはありますけれども、表現したいのは実線で表記することで、このクリーンナップ系の、多分スベント原子炉冷却材除去系の系統であるという意味では今の状況でも示しているものです。
0:57:04	この辺の表記が、はい。これはいかなの。
0:57:09	配置を表す図面になりますので、着目してるのが基本的には配管ということで、弁。
0:57:16	13 番 14 番の間のことに関しては特に多くなっていない。
0:57:25	特設未達ごめんなさいこれ逆止弁かということであればご説明わかりました。はい、ありがとうございます。
0:57:35	では、
0:57:37	47 番の方に行かせてください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:41	藤。
0:57:43	前かの資料で直してもらったところなんですけど、えっとですねちょっとください
0:57:58	資料 80 の、
0:58:04	58 か。
0:58:10	それですみません、前回、
0:58:15	前々回ですか、前々回で私が申し上げたのは、添付が必要ですよという場合は、
0:58:25	要目表の記載の変更。
0:58:28	によるのか、基本設計方針に、イワサキホシノ変更によるのか、どっちがきっかけなんですかっていう質問だったんですよ。要するに添付、
0:58:40	丸の理由としてどっちですかっていうのを聞いたんですんで、
0:58:45	丸のところが要目表の記載の変更っていうふうになってるところはいいんですけど、添付バツですっていうところの理由の書き方がですね。
0:58:57	こっちも、要目表のことしか書いてないっていうふうになってしまっていて、
0:59:02	バツの方は逆に
0:59:05	要目表も関係ないと基本設計方針も関係ないっていう、言い方がいい方がふさわしいと思うんですよ。だからバツの方は元に戻した方がいいと思うんですけどいかがでしょうか。
0:59:25	東北電力の岡田です。
0:59:27	衛藤。
0:59:30	ご指摘いただいた趣旨を踏まえてですバツのところの記載。
0:59:36	については少し見直しをした方がいいかなと思いましたので、
0:59:40	改めて資料を修正した上でご提示させていただきます。
0:59:44	以上です。
0:59:46	瀬戸イトウです。わかりましたよろしくお願ひします。
0:59:53	そうしましたら、48 番ですね。
0:59:58	48 番は、
1:00:02	これも資料 80。
1:00:04	ですか。
1:00:07	ゴコウについてなんですけど、えっとですね。
1:00:17	いざのヒアリング踏まえて、変更前欄を、
1:00:23	記載の適正化という形で変更しますというふうに変えたというところはわかっただけなんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:33	確か、
1:00:35	前回から前回のヒアリングで、どういうものが、記載の適正化、
1:00:41	等みなせるのか。
1:00:43	ある程度一般ルールみたいなものを、
1:00:48	と書いてもらった方がいいというふうなことを、こちらから伝えたと認識して、
1:00:56	これこれこういうものは記載の適正化なんですっていうところの、
1:01:01	ルールって、今回、
1:01:04	資料で、わかるものって出してもらってましたっけ。
1:01:09	ちょっとそこを確認させてください。
1:01:14	東北電力の方です。
1:01:18	業務目標の変更前を、修正していくものについては記載の適正化とで すね変更後を修正しんというものについては、要目表の変更で、計画の 変更。
1:01:30	いうふうに考えてございますが、
1:01:33	今ほどの
1:01:35	ご説明について少し記載がされていないと認識しましたので、
1:01:41	ルール含めて、少し記載の充実化をしたいと。
1:01:45	考えます。
1:01:47	以上です。
1:01:51	はい。規制庁イトウですよろしくお願いします。
1:01:55	その関係で言うとはですね、ちょっと
1:02:00	サイトウセリオナンバーと飛ぶんですけど
1:02:04	61 番、
1:02:05	61 番、D。
1:02:09	多分この辺りの話も関係していると思って、
1:02:15	再稼働設工認の際になされている情報であり云々っていうのがあって、
1:02:21	関係してると思うんですけど、
1:02:23	ちょっとこれだけ見たときに、みなされているってどういうことなんですか ってというのが、
1:02:30	普通の人にはわかんないかなっていうふうに思っているんですけど、これ って一般的な言い方なんですか、再稼働設工認の際にみなされている っていう。
1:02:41	東北電力の長谷川です。
1:02:44	この短期間、要は 1 回認可を受けて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:47	この後すぐ今編入する上では、
1:02:50	みなされている、みなされているという言い方自体は、主に新規制の時にももちろん
1:02:57	いや、使ってます。はい。
1:03:00	要は何かっていうと、前に認可を受けたときには、その認可を受けたときの記載事項っていうのがありました。
1:03:07	で、そのあとでもう1回、きちんと一応中身はわかってるつもりではいるんですけど、見つかってます。
1:03:14	みなされている情報って何かそのまま書いて、何か。
1:03:19	意味通じるのかなっていうことだったんですけど、何か一応一般用語なんですかね。この設工認とかの世界。はい。一般に主だと思っておりますし、使われております。
1:03:35	はい。であれば、わかりました。はい。
1:03:40	原子炉規制庁高山です。ヒトミな数の使い方は、一旦ともかくをちょっと横に置かせてもらうんですけども、
1:03:47	江藤イトウがその前につて言ったその記載の適正化として、御社としてどう考えるのかっていう整理は明確にしていきたいと思っていて、で、
1:03:56	多分すでにご存知だと思いながら、改めてお伝えしておく、
1:04:02	規制庁側でまとめている設工認ガイドのところには、記載の適正化の考え方っていうのは、一部例示として挙げられているところです。例えば
1:04:14	名称のみを変更するとか、
1:04:16	JIS規格等の呼称変更によって、と同等の材料の使用するものとか、
1:04:23	あとはSI単位の導入により単位を変更するものとか、
1:04:28	そういったものに関しては、
1:04:32	工事計画の手続きを行う際には、当該変更内容変更前の設備状況として記載することとすると。
1:04:39	この場合は記載の適正化として、識別できるように付議するものとする。
1:04:45	えっと、ガイドの書いてあることを要約して言いましたけども、ガイドの当時、書いてなかったから、
1:04:51	それはできないんだとお伝えするつもりはないです。ガイドの趣旨をとらえて、このガイドのこういう考え方と、
1:05:01	同等であるので、御社としてどう整理しているのかっていうところの考え方が示すことができれば良いと思っています。で、その中の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:11	皆さんの話になって、
1:05:13	多少来るんでしょうけれども、
1:05:15	とおっしゃってる
1:05:17	電事法改正されたときに、電磁法の付則とかで、電事法の認可とみなすということを書いてあったところの見直してという言葉、
1:05:26	引用して、一般だっておっしゃっているんだと思います。
1:05:31	それが広く一般社会に通じるかは、
1:05:34	さておきなんですけども多分趣旨はそういうことなんだろうと思いましたんで、
1:05:38	その考え方は、明確に書いてあるかという微妙ですけども、従前の新規制の公認要領に書いて、
1:05:50	した部分は多少認識してますんで、
1:05:53	多少、
1:05:54	認識をしてるんですけども、ちょっと当時と若干考え方違うのは、あの時は、要目表として、
1:06:03	規制要求じゃなかったところを広げた結果そこが変更前として追加され、
1:06:10	形になると思っています。今回は、
1:06:13	バーになっていったものを追加するっていうところだと思うのでちょっと考え方は違うのかなと思うので、多分、結果的に同じような表現になると思いますけども、その整理するのは明確に答えていただいた上で、それ以外の部分、
1:06:25	例えば
1:06:27	今回だとクラス4クラスに変えますというところを変更前にかけますっていうことになってますけども、その考え方をですね、どのように変更前を、
1:06:38	修正して、記載の適正化とすると、京銀を使うのかっていうところは、ガイドの趣旨を照らした上でですね、御社としての考え方の説明は必要だと思っています。
1:06:48	というところですよ。
1:06:51	東北電力の長谷川です。はい。趣旨了解しました。次、多分この回答整理表にちょっと記載させていただくことで、ちょっと保管説明をさせていただきたいと思います。
1:07:01	なお、さっきのクラス2の話とは今回のこの辺、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:06	それも、今回変更後に変えて、今回、変更の認可を受ける対象ではないっていうことは、ちょっと
1:07:16	今言っておきたいことでして、
1:07:18	もともと記載事項として、
1:07:37	はい。衛藤。
1:07:39	変更後に書いて、今回の認可の処分を受ける対象とはちょっと思っていないところなので、ちょっとそこら辺は説明を拡充させていただき、
1:07:49	以上です。
1:07:51	はい、原子炉規制庁島山です。今のお話は何となく理解はできる部分だと思えますんで、その上で説明いただきたいのは、いずれの適合性確認条文にも当たらないというこの今回の、
1:08:04	プラス4を黒須に変更することで、そのロジックも含めてですね、整理をされる必要性があるのかなと。で、
1:08:11	あえて聞くと、じゃあ他のものは記載の適正化とできなかったのはどういったところなのかという線引きもですね、頭の体操としてしていただきたいと思っていて、当然その、
1:08:23	他の人が、
1:08:26	今ちょっと、あえて言いますけども、他の2から5のものが、記載の適正化としてできなかったのは何ですかって、他の人から問われたときにどう線引をつけているのかということも含めてですね。
1:08:39	答えられるようにしていただく必要性もあるかなと。
1:08:43	ここだけするという理由は何ですかという意味です。
1:08:49	東北電力の長谷川です。はい、了解しました。
1:08:57	規制庁伊藤です。いいですか。はい。
1:09:00	48番は以上で49番ですね。
1:09:05	減少拡張期継承配管の要目積要目表記載変更について、
1:09:14	終了。
1:09:16	81、
1:09:19	あ、それすいません資料81なんですけど何か表紙が2枚あるようなんですけどこれって何かミスですか。
1:09:30	東北電力の岡田です。これ前回、格納容器長期系の資料立て提出できておりませんで、それに伴って、資料が、
1:09:40	の表紙が2枚できてしまって、
1:09:43	できてしまったものでして、ご指摘の通り、このミスになります。
1:09:47	表紙としては、甲斐さんが正しい表紙となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:52	以上です。
1:09:54	はいわかりました。
1:09:57	そうっすね。
1:10:00	国会版資料の時は、開会後は削除してもらえればと思います。
1:10:06	それで、
1:10:07	ここの1ページ目で変更の概要の記載を、
1:10:11	見直してもらいます。
1:10:15	ここは私は特にはないですけど、
1:10:18	はい。
1:10:19	49番は、
1:10:22	飛んで、
1:10:23	50番ですね、溶接の方法。
1:10:32	ここも1、5ポツ、82ページで5ポツれ出してもらってますして、
1:10:39	とりあえず今のところは質問事項がないです。はい。
1:10:49	あと、51ページですね。ここもです。
1:10:57	これは4ですね、SM41のエルボがなくなるってどこですかというのを書いてもらいました。
1:11:03	それ自体はわかったんですけど、ちょっと質問なんですけど、
1:11:08	SM4 イシイが使いえなくなったので、これ、厚肉化したから使いえなくなったんですけど、何か。
1:11:16	これは、
1:11:17	どういう理由で把握した。
1:11:21	東北電力の岡田です。
1:11:23	江藤厚肉化に伴って、旧実在から新JIS材に変わったというだけ。
1:11:30	以上です。
1:11:32	フェーズ1でさ、じゃあ、ちょアノタイミングとして新しい新しい材料に変えますってそういうことです。わかりました。はい。
1:11:42	そうしましたら51は終わりで、
1:11:47	52、
1:11:50	52番さっき畠山さんから経緯のところをお話した通り、
1:11:57	53も
1:12:00	特にここではないんです。
1:12:04	54番ですね、申請所。
1:12:09	添付書類の構成についてというところで、
1:12:13	整理をしてもらいましたと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:18	等、
1:12:19	どうでしょうかね。
1:12:21	一応、それじゃすいません別紙の、
1:12:25	に参加、一応ここの回答を説明してもらえますか。
1:12:34	別紙の 3 別紙 3、東北電力の長谷川です。
1:12:38	この資料 86 の別紙 3、すみません通しページついてないかもしれないんですけども、後ろから 2 枚分です。
1:12:51	はい。さっきちょっとだけさわりだけ言いましたが、今後の設計及び工事の計画の選任の申請書の時の再構成ということで、今回整理し直しています。
1:13:05	冒頭で添付の方針を記載してございますので、ちょっとすいません。今添付の話ですけども、工事計画の方から、
1:13:17	まず申請対象機器、ここに関わる場所は要目表以外の記載事項である、基本設計方針適用基準規格、あとは工事の方法、これも変更の有無にかかわらず、
1:13:28	変更認可申請の対象として、パッケージ化、申請をするということに、今後、ちゃんと統一を図り、
1:13:38	もう一つは、申請対象機器に係る要目表については、申請対象機器の他ですね、実用炉規則別表第 2 の最小単位、例えば主要弁で、
1:13:50	主配管ってやっぱり容器であったり、
1:13:53	最小単位のところに関わるものも、ちょっと併せて追記していただく、追記することとしておりまして今までもそれはしています。
1:14:04	添付書類についてですけども、申請対象機器、ここに要求される技術基準規則の各条文これの適合性を確認するために必要な添付書類、ここを
1:14:15	認可済みの設工認からの変更有無にかかわらず、すべての添付書類を、変更認可申請の添付対象ということで考え、
1:14:27	かつ、ここが先ほどの回答になりますが、今回の変更認可申請の添付書類 5 は、すでに認可を受けた再稼働の施行に、
1:14:37	ここの添付書類のアップデート版ということで、提出いたします。なので、記載する中身。
1:14:44	によっては、今回の申請範囲にかかわらない部分も合わせて、と記載しているような部分もありますが、あくまでもアップデート版ということでさしていただいて、
1:14:57	まず、ちょっと説明はここまで見させていただきたい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:05	はい。ありがとうございます
1:15:07	大体方針はわかりましたけど、
1:15:10	畠山さん何かあります。
1:15:13	一応お伝えしておきますと、
1:15:17	先ほどの健全性の考え方が、ケース 1 になるのかになるのかってところが、要はその強度の引用の仕方とか、
1:15:27	それが新規性基準 00 で良いのかってところの整理にあたっては、多分またケース 1 に、
1:15:33	示すべきなのか、ケース 2 とすべきなのかってところの考え方がちょっとあると思いますので、多分これは、
1:15:40	まさに他社が、そういう考え方の整理を一部していたように思っているので、
1:15:48	最終的には御社としてどう整理されるなので、
1:15:52	必ず他社と同じじゃないですけども、
1:15:55	1 度その他社比較も含めてですね、ていただければと思います。
1:16:00	東北電力の長谷川です。はい。先ほど、逆止弁付ファンネルのところ で、話題がちゃえとあれじゃの点で話題になった。
1:16:09	健全性のところですね。はい。そこについての変更の有無、ないですが、この整理譲渡のケースに該当するかってのは、再度、先ほどに合わせ
1:16:19	の回答に合わせて説明させて、
1:16:27	アイピースちょっとです。よろしくお願いします。
1:16:30	それで
1:16:32	ついでなので、ちょっと言いたいですけど、この 54 番の関係。
1:16:38	と思われる、回答ナンバーがいっぱいあってですね、もうちょっとこの回答整理表すればいいじゃないかっていうのがあるんですけど、例えば、
1:16:49	54 の次に 2、
1:16:52	66 が、
1:16:56	あるのは、
1:17:00	指摘日が違うということでまあいいかもしれないんですけど、
1:17:04	78 とか、
1:17:08	87 とか 97 とカー。
1:17:12	103104 あたりは、何というかナンバー 54 とか 66 のところに関連して、これこれこうしましたって書けばいいだけの話のような気もしてですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:28	回答整理表で、まずは網羅的に書いていただくというのが第1ではあるんですけど、何となくこれバラバラと並んでいるような印象を受けて、
1:17:40	もう少しまとめられる部分はまとめていただいた方が、こちらも効率的に見ることができるのでできればそうした
1:17:51	次からでいいんですけどそうしていただけると助かりますよ、よろしいですかね。
1:18:01	はい。東京建物長谷川です。了解しました。
1:18:06	はい。
1:18:07	それじゃあ次に行きます。57番、一部回答のところははい、了解です。
1:18:14	58番。実習的なこれも了解です。はい。
1:18:23	59番、これはこれもなんか、
1:18:29	回答が散らばってるなというところだったんですけどこれも最初に、37番 39番関係でお話したところです。
1:18:37	なので飛ばします。
1:18:42	60番も、
1:18:48	と、
1:18:49	ここも、私からは特に、
1:18:53	ないっす。
1:18:55	はい。
1:18:56	61番、これもさっき言いました。
1:19:01	62番 63番、6、
1:19:04	94番あたりが、
1:19:07	これちゃあルー。
1:19:09	のべんの19条関係ですね。
1:19:12	62番は了解です。
1:19:15	63番なんですけど、
1:19:20	新規制のときに、
1:19:24	バウンダリ拡大範囲、
1:19:28	に循環する回路に該当する設備がない場合でも、
1:19:31	影響確認は実施した。
1:19:34	というところは、これは理由は何なんですか。実施する必要があった理由をちょっと教えてもらいたいんですけども。
1:19:47	はい。東北電力の鈴木です。
1:19:49	残人数がごめんなさい原子炉冷却材圧力バウンダリ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:54	について
1:19:57	拡大になったということでその影響評価というものを今回実施しております。今回拡大範囲だった場合にたまたま
1:20:05	今回というのは新規制の時ですか。申し訳ない。
1:20:09	そうです。すいません。はい。はい。
1:20:11	の時に、拡大になった範囲が、参入残留熱除去系の
1:20:18	原子炉停止時冷却モード。
1:20:20	そこで、その範囲が入っていったため
1:20:26	渋滞振動の1冷却系統に該当するところを評価するよう見えるんですけども、そうじゃなくて、
1:20:33	減少冷却材圧力バウンダリが拡大したことで、今回評価を
1:20:39	するものでございます。
1:20:40	以上です。
1:20:41	なぜ拡大した範囲を評価する必要があったのかという質問なんですけど。
1:20:48	結局、何か循環する回路ではないのであればやる必要ないんじゃないですかというそれだけ、確認をしたいという整理を確認したいということです。
1:21:02	多く陸續きで少々お待ちください。
1:21:09	原子力社長ハタケますちょっと僕もあんまりわかってないんですけども、新人の時はあくまで
1:21:14	バウンダリーが拡大したことによってっていうのは、きっかけにすぎないのかなってちょっと思っていて、
1:21:22	何かちょっと書き方を、
1:21:24	僕わかってないので、明確にご説明いただきたいなと思いますけども。
1:21:28	何か単純に、拡大したことはあくまできっかけにすぎなくて、何かしらそのバウンダリーがどうのこうのっていうところで、何かそ、
1:21:36	バウンダリーその拡大したことの範囲に狭めて何か説明しているようにはあんまり読んでなかったんですね。何かその認識で合ってるのかとか、ちょっとそこをご説明いただければと。
1:22:10	この場で回答できなかつたらまた後日で構いませんよあくまで確認だけだと思いますし、
1:22:16	技術的な議論が、この先、何か出るんでしたっけ。技術的というのは、整理がですね、であれば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:25	また回答をいただければいいだけなので、もし今すぐ回答できそうになれば、持ち帰りで構いません。
1:22:33	はい。東北電力の鈴木です。はい確認して別途回答させていただきます。以上です。
1:22:40	はい 9 セットですよろしくお願いします。
1:22:43	衛藤。
1:22:44	63 は以上で 64 もこれも了解ではあるんですがですね。
1:22:51	回答内容の際、最後が何か後、大きいじゃないかっていうので、19 条に該当を説明することを追記っていうのは、何か何かの、
1:23:03	大きいですか。
1:23:05	はい。それぞれのスズキです。こちらの 19 条に該当しないことを、説明することを追記したというような
1:23:12	ことを記載しなかったの、申し上げますお気になります。
1:23:16	該当しない、該当しないことを説明することを追記しましたですけども、保険料のスズキさん回りくどいアノ 19 条に該当しないことを、
1:23:29	追記します。
1:23:31	というのは、
1:23:32	文言修正してます。
1:23:35	わかりました。はい。お願いします。
1:23:39	はい。
1:23:42	そうします。
1:23:45	それでは 65 番につきまして、
1:23:50	原子炉冷却材浄化系の系統図のところですね。
1:23:57	等、
1:23:59	一応書いてあることはわかったつもりなんですけど、
1:24:06	西陵 70、
1:24:10	79 の、
1:24:38	どうあれ、それ。
1:24:56	はい、佐瀬池
1:25:01	原子炉冷却材浄化系の図面これ加えますっていうのが載ってるのと何ページでしょうか。
1:25:08	86
1:25:15	84
1:25:21	はい。これって高圧代替注水系の方ですよ。
1:25:27	6 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:40	ロック、
1:25:44	ロックベース。
1:25:49	はい。
1:25:49	6 ページ、これは要するに原子炉冷却材浄化系の範囲を示しましたって いうことで
1:25:59	何だ。
1:26:02	最後のその分岐の実践、分岐までの実践が、原子炉冷却材浄化系の 範囲なんですっていうそういう理解でいいですか。
1:26:14	はい。東北電力の岩間です。そのご理解で問題ありません。はい。は い。だからこの図ではここで止めていて、
1:26:22	一方で高圧代替注水系の方はその先も高圧代替注水系なのですが幾 つか組み合わせさってるということで理解をしましたけど、
1:26:34	畠山さん何か。
1:26:40	原子炉規制庁、崎山です。ちょっと本質的な話じゃないんですけれど も、いただいている資料が、
1:26:46	7 ページから次 18 ページに飛んでいる。
1:26:50	今私がもらってるやつはそう飛んでいるので、並べかえといてください。
1:26:54	公開されるやつもなるべく入っていただければと。
1:26:58	はい。東北電力田山です。大変申し訳ございませんでした。八本のとこ ろでミスがあったようで、何かの方の追っかけていただければと思いま す。
1:27:10	で、原子炉規制庁竹松ちょっと、その上で、今の話に戻ると、
1:27:15	系統番号のG31 のこの図面のところで
1:27:22	CWのNo。
1:27:24	A棟Bの説明のところで、一部図面が直していたのが、ページ、こればっ かり教えてもらっていいですか。何ページ。
1:27:33	ちょっと今頭が追いついてなくて、読み取れなくて、うん。
1:27:55	はい。
1:27:57	でちょっと確認を、確か、
1:28:00	確認をした方が 6 ページの
1:28:05	原子炉冷却材浄化系その 1 の図面と、
1:28:12	今回で言うと 85 ページの
1:28:14	高圧代替注水系系統図、7 分の 7 の、
1:28:19	手続き対象としている、ハタ点線、ここの部分が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:25	切れている部分が若干違うけれどもなぜなのかという、若干図面が違いますけれども、その不整合は起きないですかっていう問いについての答えが、
1:28:37	ちょっともう一度伺ってよろしいですか。ちょっと読み込み、問題認識持ってるアノんの、飲み込めてないという意味で、
1:28:44	ちょっと改めてご説明いただければと。
1:28:47	はい。東北電力の岩間です。
1:28:50	相違がある部分は、点線で記載している部分になるんですけども、
1:28:56	破線です。
1:28:57	破線の部分は当該系統じゃない、接続する先の系統を示しているものでして、ここに範囲がある部分には、図面で示した範囲外のところではありますので、
1:29:09	相違があっても問題ないと、図面管理するなっても問題ないというふうに考えております
1:29:16	原子力規制庁ハタケヤマです。今のご説明としてはあれですかね高圧代替注水系の系統図として示したい範囲と、
1:29:24	原子炉イデイクサダ浄化系として示したい範囲が異なるので、その図面の差異が出て、そこは、
1:29:31	問題はないと。
1:29:33	いご判断のもとで、
1:29:35	図面のす差が出ている。
1:29:38	ちょっと理解すればよろしいですか。
1:29:41	はい。東郷電力の飯山です。その理解で問題、ございませんで、
1:29:46	高圧代替注水系の方はその先も、系統が続きますので矢羽根という形で、
1:29:53	84
1:29:56	85 ページは、0 ではございますけれども、山根という形で違うケースを取り込んでいく。
1:30:02	で示しているという形になります。
1:30:05	はい、原子力規制庁の竹山です。その考えで統一されているのであれば承知しました。
1:30:17	規制庁伊藤です。それじゃ次に行きまして 66 番はさっき聞いた範囲に入ってるので飛ばします。
1:30:27	67 も特に、こちらからございます。
1:30:33	6860

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:37	9
1:30:38	71,070.00
1:30:42	もう、
1:30:44	特にありません。
1:30:47	要目表の関係は、先ほど言った通り、記載を充実化させて欲しいというところはありますけど、
1:30:54	72も飛ばします。7370、7576も、
1:31:02	この場ではございません。
1:31:09	77番について、
1:31:14	まずちょっとここ、回答内容説明してもらえますでしょうか。
1:31:32	はい。東北電力の岡田です。少々お待ちください。
1:31:59	東北電力の岡田です。衛藤。
1:32:02	今ほどご質問のありました77ですけれども、
1:32:07	資料番号81。
1:32:14	等、まず、
1:32:16	ページ4ページをご確認ください。
1:32:22	要目表の負債方針を変更させていただきまして、右側にすべて手続き対象の赤枠が来てございます。
1:32:33	それに伴って、
1:32:37	資料の10ページ。
1:32:41	こちら、今まではですね既設配管の一部、厚肉化ということで、要目表の厚肉の情報はすでに記載があって、
1:32:53	施設分の使用が、の記載が漏れていたというところがございましたので、
1:33:00	今で黄色で困っております範囲、
1:33:05	手続き対象設備の赤の太線が入っていない範囲についても、すべて赤い線を記載してございます。これは既設配管の一部流用ということで、
1:33:16	一つは伊吹さんの一部、渥美飯塚ということで聞きたい。
1:33:21	伊勢雑賀が使用されている範囲ということで赤線で示していた、今回、手続き対象の
1:33:28	記載がですね、すべて右側の変更の欄に来てございまして、その中で言いますと、
1:33:35	厚肉化する、使用配管の使用、それから、
1:33:39	JIS規格外管継ぎ手を採用する箇所、ここが手続き対象の範囲になると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:47	いうところで、すべてこれまで赤枠で示していました配管番号ですね。
1:33:55	伴の
1:33:56	個人番号ですね、すべて
1:33:58	マル、印を付け直してございます
1:34:02	これが 10 ページから、
1:34:05	9、
1:34:06	3 ページにかけて、行った処理でございます。
1:34:10	説明以上になります。
1:34:22	原子炉規制庁畠山です。赤字のところ、赤線のところ、
1:34:28	実際の手続きの対象が明確化されたということで理解はしましたので、
1:34:35	補足説明資料としては理解したんですけども、
1:34:38	申請書手続き対象範囲って、
1:34:41	ちょっと添付図面上はどのように判断をされるのかっていうところのちょっと整理が、
1:34:48	確認をしたいんですけども。
1:34:50	具体的なその申請範囲って点。
1:34:54	結局申請書では、
1:34:56	見えないということよろしいですか。
1:35:04	東北電力の岡田です。
1:35:06	衛藤。
1:35:07	今のご質問については申請書上というお話かと思えますけれども 4 ページ目の要目表。
1:35:16	そうですね右側に記載されている。
1:35:20	ここで変更なし以外の部分が今回手続きさせていただきたい。はい。
1:35:25	考えてございます。以上です。原子力規制庁の高宮目標は理解しまして、理解します。添付図面としてという問いです。この赤線で、補足では理解はできるんですけども、
1:35:37	申請書として、工事の範囲はどのように示すでしょうかということです。
1:35:48	少々お待ちください。
1:36:49	東北電力の岡田です。
1:36:51	衛藤。
1:36:53	資料 70。
1:36:57	資料 81 番の 79 ページ。
1:37:17	資料 76 の添付図面ですけども、70、
1:37:23	9 ページの方に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:27	そう。
1:37:28	部品、
1:37:29	今日、すみませんちょっと今、76 が、多分今回のヒアリング資料に入 てなくて、ごめんなさい。廉売は見るんですけど 6 月 9 日の
1:37:40	資料番号で言うと、
1:37:43	何か、
1:37:50	資料 29。
1:37:55	はい。
1:37:57	これ全部見ると、
1:38:07	29 て図面、図面か。はい。開きました。
1:38:12	6 月 9 日資料の 29。
1:38:50	6 月 2 日の資料の 29 ですね。
1:39:02	すいませんお願いします。
1:39:05	はい。東北電力の片田です。
1:39:11	衛藤資料 26 月。
1:39:15	資料 29 の、
1:39:19	ページ番 8 ページ目。
1:39:25	こちらが主配管配置図を示した図面で、X230、
1:39:30	右上、KK野手というところに記載してございますけれどもここから、
1:39:36	分岐までの背反を、
1:39:40	この後示してございます。その中で、その次のページ、9 ページ目。
1:39:46	をご覧ください。
1:39:48	こちらで記載されております。部品表ですけれども、この中の⑳番。
1:39:57	こちら、L5 で 600A の 17.5mm 厚さの SM400C というエルボございます けれどもこちらは追加されたエルボでして、
1:40:10	20 番のほかに、厚肉化された範囲としては 17 から 18、赤の丸で記載、
1:40:19	資料、補足説明資料戻りまして、
1:40:22	76 ページ。
1:40:30	ここに、⑳番⑲番。
1:40:34	それぞれ赤枠で記載してございますけれどもこれがこの部品表で言う、 20 番、それから 19 番に該当します。
1:40:43	これらが今回の手続き対象ということになってございまして、
1:40:49	図面のほう、ページ、さかのぼっていただきますとそれぞれ、対応する 小配管配置図の場所がわかるということになります。
1:40:58	それから系統図自体については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:02	変更はございませんので、
1:41:05	申請対象等を具体的に示しているものはございません。
1:41:10	説明以上となる。
1:41:13	原子力規制庁ハタケヤマです。御説明承知しました。衛藤。この番号と照らし合わせることによって確認ができるということで、いわゆる他社とちょっと整理が違うということでは認識しましたがそのところで判断できるということで説明は、
1:41:27	認識したので、ちょっとそれを踏まえてですね、確認を進めたいと思いますので、必要に何かあれば、
1:41:35	また改めてコメントします。以上です。
1:41:40	規制庁井藤です。のためちょっと今のところの確認なんですけど、先ほどあれなんでしょう。
1:41:50	21 件。
1:41:55	資料 81、No10 ページか。
1:41:59	10 ページで、要するに、
1:42:04	サッカー線が引いてあるところが変わったのは要目表の書き方を変えたカラーAとかは、手続き対象設備の範囲も変わってるってそういう理解でいいんですよね。
1:42:19	はい。東北電力の岡田です。
1:42:22	これまでの要目表の見せ方としては既設配管はありましたと。江藤ちょっと説明最初からさせていただきますけれども、
1:42:32	これまで要目表の記載っていうのは、
1:42:35	申請認可をいただいた時の、
1:42:39	4、規制庁伊藤です。とりあえず、要目表が変わった影響でこれが変わってるってところだけわかれば一応大丈夫です。はい。その理解でいいですか。わかりました。ありがとうございます。
1:42:53	それでしたら 77。
1:42:57	兄弟。
1:42:59	どうぞ。
1:43:20	原子炉規制庁畠山です。ちょっと、ちょっと先ほどの資料の 29 ページで、前のため確認なんですけれども、
1:43:33	ちょっと資料 29 番、29 番ですね、29 番の
1:43:40	11 分の 10、
1:43:43	右下 9 ページと書かれてる。
1:43:47	先ほどの番号表を見、確認してて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:52	その番号表の中では、
1:43:55	1 から 25 まであるかと思えますけれども、
1:44:00	この 22 番っていうものは、どこにひもづくんでしたけど、要目表上の
1:44:10	東北電力の方からです。この辺を詳しく、補足説明資料の方で説明させていただきますので、
1:44:20	説明資料の 81 番を
1:44:23	お聞きください。
1:44:27	資料ナンバーの 81 です。
1:44:34	はい。この中の 74 ページ。
1:44:43	74 ページの右側変更ご覧。
1:44:46	のところに、⑳番という、
1:44:49	番号打ってございます。
1:44:58	同じ資料の中で 79 ページに飛んでいただくと、今ほど、ご確認いただきました資料とおんなじ。
1:45:08	上部品図、あと品表がございますのでこちらの方で、
1:45:15	相互にご確認いただけるかなと。
1:45:19	思いますので、
1:45:20	こちらでいかがでしょうか。
1:45:48	原子炉規制庁の武山です。見方について調査しましてありがとうございます。
1:45:52	んなってたのは、
1:45:54	材料の部分消えた部分かと、ちょっと一瞬後にしたので、
1:45:58	関係ないということで理解しました。
1:46:06	よろしいですかね。60 じゃね、70、
1:46:12	7 は以上で、78。
1:46:15	7980
1:46:20	と、何だっけ。
1:46:26	90 番までは、特にこちらからは、
1:46:32	ありません。
1:46:34	で、
1:46:35	91 番なんですけど、
1:46:39	今回の資料の中で、健全性の説明書は入っていないんですけどこの記載見直しましたっていうのは、どのタイミングの話ですか。
1:46:55	東北でよくワタナベです。えっとですね、今回の資料ナンバーで言いますと、資料 16、各発電用原子炉施設に共通の説明書というタイトルの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:09	ところに、この 6-1-1-6 が、添付させていただいておりました、規制庁衛藤ですとかここに入ってるんですね。
1:47:20	その中で今回黄色ハッチングした箇所を修正させていただいているものになります。以上です。
1:47:28	そうするとやっぱりあれですねえ、資料等への反映箇所に、資料。
1:47:33	資料番号を書いてもらった方がいいですね。なんか大津編に、ほか、ほにやららと書かれても、資料ナンバーなんかわかんないので、
1:47:44	はいなるほどですねわかりました。資料 16 円。
1:48:08	はい。一応記載見直されたところは確認しました。
1:48:16	とりあえず今はコメントないです。
1:48:18	それから 92 番 93 番ですけども、
1:48:23	すいません確か前回このす説明書の説明は聞いていなかったような気がするんです。
1:48:36	するのですが、どうしようかな。
1:48:39	藤。
1:48:41	一応その書いてある中身はわかってるつもりなので、とりあえず飛ばします。
1:48:48	とそれから 94 番ですね、
1:48:53	94 番すいませんちょっと回答内容を解説してもらえますでしょうか。
1:49:26	東北電力の岡田です。
1:49:28	少々お待ちください。
1:49:49	東北電力の岡田です。
1:49:51	資料No.7 をお開きください。
1:49:57	資料No.7 の 12 ページ目。
1:50:19	こちらの方今、右側変更後何について変更なしと。
1:50:25	いう記載を各行ごとに記載してございますが、これ前回までは、ここすべてセルを
1:50:33	結合した状態で、
1:50:35	ちょっとだけ変更なしという記載をさせていただいてございました。
1:50:39	こちらについて、他の要目表のですね、変更なしの箇所と合わせて、それぞれ量ごとに変更なしというふうな記載をさせていただいたものでございます。
1:50:50	説明以上となります。
1:50:52	規制庁伊藤です今おっしゃったのが②の方ですか。勝課長で言うと②の方で、①って資料何番です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:05	①は、
1:51:12	はい資料 3、あ、そうです。少々お待ちください。
1:51:25	あ、ごめんなさい確認できました。はい。
1:51:27	94 番については特にはないです。まだちょっと 1 個戻るんですけど、流体振動の説明書って今回の資料何番ですか。
1:51:55	はい、ありがとうございます。
1:52:01	うん。やっぱり、やっぱりわかんないです。
1:52:06	資料番号、こんな長く長くない方の資料番号を添えてもらえると、安井です。はい。
1:52:15	一応、
1:52:17	すいませんじゃ次に行きまして、
1:52:19	9596、97。
1:52:25	98
1:52:27	99
1:52:32	100、100、1 は、
1:52:37	承知しました。
1:52:39	で、102 番ですね、52 条のところの理由なんですか。
1:52:49	これは材、不燃性材料っていう、
1:52:53	ところだけ、
1:52:55	が関係するんでしたっけほかに何か。
1:53:06	他に関係する部分ってないんでしたっけちょっと説明して欲しいんですけど。
1:53:12	はい、東北電力の岩間です。
1:53:15	重大事故等対処設備に関して、52 条については、当該の
1:53:21	等、
1:53:22	これは、
1:53:23	原子炉冷却材とか、
1:53:26	もう要求としては不燃材料ですよ。
1:53:28	いうところになると考えております。
1:53:32	断る。
1:53:35	区長イトウです例えば設置場所の変更がないっていうのは 52 条だと関係がなくなるのでしょうか。
1:53:42	はい。電力の岩間です。52 条の観点としましてはその設置場所が、関係するような火災影響評価、
1:53:51	重大事故等対処設備に対して実施するという要求、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:55	にはならない。
1:53:56	いうように考えておりました、そういう考え方でもって、要求事項としては不燃材料の使用、
1:54:03	落ちておりますというところで、52条への違法性を説明できる
1:54:08	と考えるとこのような、
1:54:21	あ、すみません少々お待ちください。
1:54:46	原子炉規制庁畠山です。念のため確認ですがけれども、
1:54:53	52条で今述べられた不燃性材料を使用する設計変更がないっていうところ。
1:54:59	一義的にはなってます。
1:55:05	何を確認したいかっていうと、
1:55:07	感知消火ってどういう扱いでしたっけってところなんですけども、
1:55:11	不燃性材料だけじゃ説明が足りないかなと思っているというのが、
1:55:16	認識です。これは
1:55:20	もし、
1:55:21	他の条文の
1:55:23	DBの方の火災の条文があればそこは影響軽減も入ってきますけども、ここは52条なんで、
1:55:31	ただ、三角である趣旨は何となくは理解してますんで、要はか今回の工事において、火災区画火災区域を変更するものの
1:55:43	ものでもないってことが、おそらく言いたいことだと思うので、そういったところが何か言葉として足りてないように感じるなど。
1:55:50	思ってますというところです。はい。
1:55:53	はい。東郷電力の岩間です。コメントの趣旨理解しました。ちょっと不燃材、影響評価していないと、52条に関しては影響評価に関わるものではないという頭でちょっと
1:56:03	修文の際にですね、文言が設置場所とかの文言をちょっと修正し過ぎたところがございましたので、
1:56:11	火災区域区画の変更がないとかそういった説明したような、まず感知消火ですね、そこに影響がないという意味を込めた文章の方にちょっと再度見直し、
1:56:22	はい、お願いいたします。
1:56:30	はい。規制庁伊藤です。
1:56:34	そしたら、次の103、100400、506も、
1:56:43	特に私からは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:46	ないです。
1:56:51	やっぱりさっきも言ったんですけど、100406 なんかは、ナンバー54 のところに書けばいいと思いますし、100 ゴム、No.45 に書けばいいんじゃないかなとか思ったりもするので、そこは、
1:57:03	ご留意いただければと思ってます。
1:57:08	はい。一応これで一通りコメント、回答整理表は見ましたけれども、追加で規制庁側からありますか。
1:57:22	決得でございます。
1:57:24	確認だけなんで、
1:57:26	コメント管理表でいきますと、ナンバー39。
1:57:29	最初に、ヒアリングで議論されたところ、確認されたところだと思うんですけども、
1:57:34	この品質マネジメントシステムの御説明書でいきますと、25 ページのところですけども、
1:57:41	3.3. 3 の、
1:57:44	今日もそのいいこと。
1:57:47	設計を主管する箇所の今日における町、
1:57:51	まず括弧、購入するでしょ承認。
1:57:54	その元としてつ本委員会に付議し、すぐに確認する。こういった件については今回の申請を行うにあたって、チェック確認が行われた。
1:58:02	けれども、今回これ申請になっていてただ今回、
1:58:07	16 ページ。
1:58:08	説明して書いていただくようにチェックシートを見直すことによって、この2 ポツのところのチェックの方法を今回直されコモリが適用されるという理解でよろしい。
1:58:22	はい。長くなったので、ご理解の通りですね当該のチェックの部分で、
1:58:28	チェックが足りなくて、
1:58:30	当該の向けに気づけなかった。
1:58:32	ということでそこを見直すためにチェックシートを充実させて対応したっていう。
1:58:38	了解しました。よろしくお願ひ。
1:58:47	はい、瀬戸川ほかにありますか。
1:58:50	とりあえずよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:53	ほぼ予定時間になってしまっているんですけど、よかったら今日の振り返りをさせてもらえればと思っています画素準備できてますでしょうか。
1:59:06	はい、東電の仲野ですよ。
1:59:08	いただいたコメント。
1:59:11	回答必要なものについて、
1:59:13	ご紹介します。
1:59:16	です。
1:59:18	ファンネル関係です。
1:59:20	入力条件ください。
1:59:22	であれば設計変更逆に 60 たまってしまってきたら、
1:59:26	計算やり直しということでその技術関係ですね、アノ系含めて、
1:59:32	確認整理して示すというご指摘があったと理解しています。
1:59:36	衛藤バックデータについても示す。
1:59:39	15、コメントと、
1:59:41	はい。
1:59:44	続きまして、
1:59:48	回答整理表 4041 関係十四条。
1:59:51	ですね。
1:59:52	こちら第何項までは該当か。
1:59:55	該当しないのかというのを整理して、
1:59:58	記載するように、
1:59:59	ということでこちら対応いたします。
2:00:07	はい。
2:00:10	続いて、
2:00:15	強度の評価のところですね。
2:00:21	ソーダの扱いについて海岸、
2:00:23	明確ではなかったのもので、
2:00:27	Raの弁体取りかえに関する強度の調査に関しての扱いについて整理してお示しすると。
2:00:33	ということで対応したいと思います。
2:00:38	等要目表の変更前を修正するもの、或いは変更を修正するもの、この辺りのルールについて整理して、示すようにということで、
2:00:48	回答整理表の方で整理してお示ししたいと考えてます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:56	平衛藤たびたびご指摘いただきました、同じようなことを回答制限を記載していましたので、類似するものはまとめて活用。
2:01:04	ということで、全体。
2:01:07	振り向かということで対応したいと思います。本日以降のコメントに対してそのような対応をしたいと思います。
2:01:16	あとRHR関係ですね伴馬場ンダリーの母範囲拡大に関して、こちらについての理由、記載、もう少し整理して示すようにということで対応したいと思います。
2:01:29	あと関連性No.64 の回答、組織記載がわかりにくいところ、動きがあるのでそこは修正して、次回お示しいたします。
2:01:42	あと資料 79 ですねこちらちょっと乱丁が落丁ありましたので、提示修正の上、ご提出します。こちら、本日のヒアリング資料、
2:01:51	差し替える形と、ちょっと出していただきたいと思いますので、別途お示ししたいと思う。
2:02:01	はい。最後ですね。
2:02:03	原子炉冷却材町算に関して 52 条、可燃性材料について記載していますが説明が足りないので、こちら記載を充実したいというふうに考えております。
2:02:13	藤。
2:02:15	渡スズキ事項について以上です。
2:02:22	原子炉規制庁竹山です。一番最初に述べていただいていた、本音の話なんですけども、
2:02:31	ちょっと 1 個、
2:02:32	明確に追加をお願いしておきたいのは、最終的にその、実際どのようにバックデータがあったのかってことを整理していただいた上で、
2:02:42	それが、
2:02:43	QMSでいうその解析関係の、そのデータ誤りに当たるか否かというところまで整理をいただきたいと思っています。何か、今は聞いている話だと。
2:02:53	入力条件に誤りがある。
2:02:55	たようにも聞こえたので、
2:02:57	入力条件に誤りがあるのであれば、
2:03:01	そこは、いわゆる不適合事例として、
2:03:04	データ誤りのその項目に 1 個追加をしなければならない、要はQMSの説明書が単に金貨引用するには進まなくなってしまうので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:15	その整理をつけてくださいというところです。それをちょっと明確に書いてください。
2:03:20	で、2項目なんですけれども、
2:03:22	強度の扱いについて整理することってというような表現にされてましたけどもちょっとその趣旨ちゃんととらえてられているかっていう意味でちょっと改めて、どういったどうという整理をするのかということをご説明いただけますかちょっと健全性担保が出なかったので、
2:03:53	特に9ニイヌマです。十四条にこれは禁止最初、十四条の絡みで、
2:03:58	ですけれども、条項整理の中で、その審査すべき書類として該当するものが2、共同検査者も含めて、全体、基本方針だけでいいいいのか、その辺の
2:04:10	記載の整理をするということで、
2:04:14	はい。そうですね。民間にやれるところであれば、キリン間のままということの整理は構わないと思いますので、
2:04:24	そういう整理がされてあれば、おっしゃるおっしゃる通りだと思います。いや、
2:04:28	本来であれば京都に限らずなんですけれども、
2:04:33	一つあるのは、弁鳥飼の強度は、
2:04:36	今回やり直して基準化ではやっていないっていう、整備、少なくともここはそうだったと思いますのでその扱いについては、改めて整理いただきたいという意味なので、健全性で、すべて既認可で運用できるのか、今回改めて読みかえをしなきゃいけないところがあるのかというところの整理、
2:04:53	そして、今日例えば強度っていう意味でお伝えしてますので、単に強度だけそこだけっていう整理すると、
2:05:01	要は片手落ちというか、
2:05:03	何かもう1往復しなきゃいけないとかそういう可能性にもなり得るので、そういった意味ではその網羅的に整理をしてくださいというところです。
2:05:11	徳田ニイヌマです。理解いたしましたので承知しました。
2:05:19	衛藤規制庁イトウです。振り返え等最初に、QMSの話ってしましょうねと、原因と是正措置のところ、
2:05:29	もうちょっとQMSの説明書の中のどの段階で何が起きて、今後どの段階でどうしますっていうところを加えてもらいたいかなというところは、はい。
2:05:41	特に今の最初の別紙1、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:44	のところで、どの段階で発生したもので、その是正措置をどのタイミングでやる。
2:05:50	そこを追加して、
2:05:53	はい、よろしくお願いします。
2:06:03	ニシウチハタケヤマー応念のためお伝えしときますさつき強度と健全性の兼ね合いですけども、
2:06:10	繰り返しその強度の健全性だけではなくて例えば近隣管理運用すると言ってるけども、今回添付しているものも多少あるとっていて、その扱いも含めて整理していただきたいという趣旨がさつき
2:06:22	ほかにもっていう意味でお伝えて、例えばその流体振動等との説明とかだと、今回、野市扱いとしては、申請書の中で、
2:06:31	本申請の中で、流体診断にかかる部分はないということを再確認をしている。だから、新規性によるっていうふうな説明だったと思います。
2:06:42	その扱いは、どのように、当申請によると、
2:06:47	しているのかっていう整理結果新規性によるっていう結論は、
2:06:55	構わないかなとは思っているんですけども、その整理としては、
2:06:59	どこまでをそう。
2:07:01	できるのかっていうところの整備の手引きをつけて欲しい。
2:07:04	という意味で明確にしてくださいということで、
2:07:10	特に私、条文整理側で、丸バス、
2:07:14	三角、整理してますので、それとの関係で、このままあれなのでこういったものが成立、整理してつけます。
2:07:22	これこれこういうので機構にこれ引用するので、三角、3階の部分機構によろなところも多分いっぱいあると思うんですけども、その辺は整理して、
2:07:31	そうですね。ただ多分〇×三角の各条文だけで言うと、流体振動等は0になっていて今回申請書についてくるっていう状況。
2:07:41	で、それをじゃあわざわざ今回の申請書によると表現するのか、或いは既認可によるって表現するのかっていうのは、多分0ってした上の次の話だと思うので、
2:07:51	全部そのつけているものを、
2:07:55	認可と結果的に同じであっても、今回申請書に読みかえるっていうするってのもあるでしょうし、該当する、実際計算書計算をやり直したのだけ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:08	読みかえるっていう表現の仕方もあるでしょうし、多分その選択肢ってのは、
2:08:13	とらえられるのは、
2:08:15	複数あるようにも思いますけども、
2:08:17	ちょっとどのようにしたらいいのかと、最終的にはその
2:08:21	今回の申請書として、
2:08:26	環境条件等がちゃんと適切な引用元にひもづけられているかっていう観点で最終的には復帰いたします。
2:08:34	特にニイヌマです。
2:08:40	はい、セイトウです。よろしいですかね。
2:08:43	それでは、ヒアリングとして終わりにしたいと思いますけれども、一応来週、
2:08:53	前半にはヒアリングしたいかなと思ってまして、
2:08:58	今日のヒアリングを踏まえた、また資料っていうのはいつごろ提出できそうです。
2:09:07	新野ですけど、来週前半の日程、
2:09:12	確定するのであればこちらの、
2:09:14	資料 1 までっていう。
2:09:18	これから調整するところではあるんですけど、例えば今回の 19 日であり、
2:09:26	そういう想定で、
2:09:28	行った場合には今回 14 日、
2:09:30	ですので、そのぐらいのスパンは、
2:09:32	で考え、
2:09:35	はい。
2:09:36	それはあれですか、ヒアリングの日次第で提出さちょっと全部 3 営業日前ぐらいかなと。わかりました。
2:09:47	ちょっとヒアリングは後程窓口から調整させていただきます。はい。
2:09:54	では
2:09:58	これでヒアリングは終了としたいと思います。よろしいですかね。はい、ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。